

～伊勢崎市企業立地促進奨励金のご案内～

【制度のあらまし】

伊勢崎市内に工場等を新設又は増設する企業の皆様に対し、奨励金を交付します。立地企業が取得した土地(新設の場合のみ)、建物及び償却資産に対し、操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2に当たる金額を奨励金として交付いたします。また、新設又は増設の工場等で、市内在住者で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円を奨励金として交付いたします(上限額なし、1回限り)。

【奨励金の対象事業者、奨励金の額、交付要件等】

		新設	増設(同一敷地内)	雇用
対象事業者		○製造業 ○群馬県企業局が造成した工業団地等を当該企業局から取得した企業	○製造業のみ	○新設又は増設の交付要件を満たす企業
		○特別徴収事業者 ○市税の滞納がないもの <small>※土地、建物、償却資産の所有者が異なる場合にあつては、会社法第2条の定義に基づく親会社と子会社の関係を持ち共同で同一敷地内で事業を行う場合に限り、対象事業者として認めます。</small>		
奨励金の額		操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2 (対象:土地・建物・償却資産、増設の場合は土地を除く)※3年間		市内在住者で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円 ※1回限り(初回申請時)
交付要件	対象事業	下記のいずれかの土地を取得し、建物のない当該土地に工場等を新設 ※市内に別の事業所がある事業者も対象 (1) 工業専用地域又は工業地域に、3,000㎡以上の土地を新たに取得 (2) (1)外の地域に、6,000㎡以上の土地を新たに取得 (3) 群馬県企業局が造成した工業団地等を当該企業局から取得	○従業員(派遣労働者を除く)を50人以上雇用している工場立地法の届け出事業者 ○同一敷地内に建築面積500㎡以上の工場を増設	新設又は増設の交付要件を満たしていること
	操業要件	用地取得日又は開発の検査済証の交付日から、3年以内に操業を開始	増設工事の完了後1年以内に増設した工場等の操業を開始	
	新規雇用		下記のいずれかの要件を満たしていること (1) 市内在住者2人以上を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用 (2) 既に市外の工場等で常時雇用されている者2人以上が、市内に住所を移し、新設された工場等で6か月以上継続雇用	

※建築工事着工30日前に指定事業の指定申請が必要になりますので、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市産業経済部企業誘致課 ☎0270-27-2756(ダイヤルイン) ✉kigyoun@city.isesaki.lg.jp

～伊勢崎市企業立地促進奨励金の手続きについて～

